

令和 8 年 度

林道郷台線 道路災害復旧工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 7 月

千葉県鴨川市役所

第 1 章 総 則

第 1 条 摘 要

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和 8 年 3 月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第 2 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和 6 年 3 月改定）によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県写真管理基準（令和 6 年 3 月改定）によるものとする。

第 3 条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み、契約日の翌日から 122 日間とする。
なお、休日等には日曜日・祝日・年末年始休暇及び夏期休暇の他、作業時間内の全土曜日を含んでいる。
2. 受注者は、特記仕様書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

第 4 条 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 5 条 監理技術者等の専任

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は、監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

第 6 条 公共事業労務費調査に対する協力について

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に請負者がなった場合、請負者は、その実施に協力しなければならない。
3. 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請

負者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

第7条 段階確認

1. 請負者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
この際、請負者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階（確認時期）	摘 要
法面工	モルタル吹付	供試体作成時	圧縮強度試験、空気量測定 塩化物試験

なお、上記以外でも監督職員が必要と判断したものについては、段階確認を行わなければならない。

第8条 環境対策

1. 請負者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書「環境対策」内に、独立した項目として「環境に配慮した工事实施計画」について記載するものとする。
2. 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。
3. 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
4. 請負者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

第9条 建設リサイクル法 ※本工事は対象外

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置
 - 1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - 2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル

法第 18 条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム(C O B R I S)」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

- 1) 建設リサイクル法第 12 条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の施工に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第 12 条第 1 項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- 2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。
- 3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第 10 条 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理 (本工事該当なし)

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
2. 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から、請求があった場合は提示しなければならない。

3. 本工事の舗装版切断時に発生する排水は、市原市八幡海岸通 1969-65、片道運搬距離 ー km の太陽建設(株)市原エコセンターに運搬し、処理するものとする。(本工事該当なし)

なお、運搬に先立ち受入条件を確認し、監督職員に報告するものとする。

上記に指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 11 条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事にかかる

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する該当工事のマニフェスト情報を収録した電磁媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提出すること。

2. 建設発生土

1) 指定処分 (A)

建設発生土(33 m³)は、鴨川市市役所ストックヤード(片道距離 L=14.0 km)に搬出し処理する。また、搬出箇所において敷均しを行う。

3. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスファルト塊(———t)は、片道運搬距離———kmの———に運搬し、~~処理するものとする。~~
- 2) 無筋コンクリート塊(———t)は、片道運搬距離———kmの———に運搬し、~~処理するものとする。~~
- 3) 有筋二次コンクリート塊(———t)は、片道運搬距離———kmの———に運搬し、~~処理するものとする。~~
- 4) 伐木廃材は、現場付近の道路脇に運搬し車両の通行に支障がないよう並べておくこと。

第12条 コリنز(CORINS)への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成后、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

第13条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中は、公道の出入口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケ

ード等保安施設の保安点検を行うものとする。

4. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下記のとおりとする。

区分	作業区分	昼間作業	夜間作業	昼夜間作業
	作業期間中連続的に勤務する人員	－ 人	－ 人	－ 人
	作業期間中不連続的に勤務する人員	－ 人	－ 人	－ 人

5. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
6. 請負者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
7. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第 14 条 建設機械及び材料

1. 建設機械の使用に関し、排ガス対策型・低騒音機械がある場合はそれを使用すること。
2. 型枠の使用に関し、熱帯木材型枠の使用を削減するため、型枠用合板の合理的使用による反復使用回数の増加に努めること。また、熱帯木材型枠用合板以外の代替材料の採用を図ること。

第 15 条 施工計画書

1. 受注者は、報告書等技术資料に記述した施工計画書の内容に基づき、施工計画書を作成し施工しなければならない。

第 16 条 設計変更

1. 設計変更等については、契約書第 19 条から第 26 条及び土木工事共通仕様書共通編 1-1-15 から 1-1-16 に記載してあるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)令和 3 年 1 月(千葉県県土整備部)」によることとする。

第 17 条 工事現場管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
2. 不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
3. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

4. さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
5. 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
6. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
7. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
8. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第18条 安全・訓練等の実施

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則とし作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
2. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
3. 本工事内容等の周知徹底
4. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
5. 本工事における災害対策訓練
6. 本工事現場で予想される事故対策
7. その他、安全・訓練等として必要な事項

第19条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

1. 施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第20条 安全・訓練等の実施状況報告

1. 安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第21条 排出ガス対策型建設機械の使用について

1. 工事の施工にあたり下記機種の建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議すること。また、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクタシャベル車輪型 ・ブルドーザ ・移動式クレーン	ディーゼルエンジン（7.5kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

第 2 2 条 「三者会議」の実施

1. 三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では、施工業者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」開催するものとする。

施工者は、「三者会議」の開催を要望する場合、監督職員と協議するものとする。

第 2 3 条 ワンデーレスポンス ※本工事は対象外

1. 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち(24 時間以内)」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

第 2 4 条 本工事は、週休 2 日制適用工事である。

1. 受注者は、現場閉所による週休 2 日制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）達成相当の経費を補正している。
2. 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
3. 週休 2 日制の実施にあたっては、「鴨川市週休 2 日制適用工事実施要領」に基づ

き行うこと。

第2章 材 料

第25条 材料の見本又は資料、試験及び検査

1. 工事材料において必要な見本又は資料の提出、及び検査は下表のとおりとする。

材 料 名	提出	検 査		適 用
		品質	数量	
菱形金網	○			φ 2 mm、50 mm 目
吹付モルタル	○			15N/mm ²
アンカーピン	○			φ 9×200 mm φ 16×400 mm

なお、上記以外でも監督職員の指示する材料については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

第3章 準 備 工 他

第26条 一般施工

1. 工事を着手するにあたり、周辺住民に工事の周知及び交通規制について、トラブルが生じないように、事前に案内文等により知らせること。
2. 工事着手2週間前程度から、工事予告看板を周辺に設置し、住民への周知を徹底させること。
3. 工事着手前に、工事区間の境界や埋設物等を事前に確認し、影響があるものについては、協議をおこなうこと。
4. 現地に設置してあるトラバー点について、施工上撤去せざるを得ない箇所については、事前に位置を座標取りし、施工後復元すること。

第27条 コンクリート舗装工（本工事該当なし）

1. 監督員の指示する箇所において、幅、厚さの現地確認を行うものとする。

第4章 その他

第28条 要望・苦情に対する対応

1. 受注者は地元住民及び第3者からの要望・苦情に対しては、親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第 29 条 高度技術力・工事における創意工夫等について

1. 受注者は、工事实施において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第 30 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 31 条 設計数量

1. 別紙数量計算書による。

[illegible][illegible]

土工計算書

林道鄉台線 道路災害復旧工事

[illegible]

土工計算書

[illegible]